

# 篠原土地区画整理事業の施行地区内に 新築される方へ

篠原土地区画整理事業の施行地区内で建築に関する手続きをする際には、以下に注意してください。



## 1. 土地の登記は従前のままです！！

工事により現地に宅地ができあがっていても、平成36年（予定）の換地処分までは土地の登記は工事前のままです。

## 2. まずは土地区画整理係にご相談ください

まずは土地区画整理係にご相談いただき、仮換地の寸法、使用収益の開始時期等を確認してください。



## 3. 建築確認申請の前に、土地区画整理法第76条の許可申請が必要です

土地区画整理法第76条の許可申請を、土地区画整理係に提出してください。許可後は、確認申請の際に許可書のコピー（鑑のみ）を添付してください。

## 4. 建築確認申請の記載に注意してください

- ・ 【1. 地名地番】欄には、「仮換地指定通知」にある「仮換地の街区及び画地番号」を記載してください。従前地の記載は不要です。
- ・ 【14. 許可・認定等】欄には、「土地区画整理法第76条許可」と記載してください。

記載例

建築計画概要書（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

南国市篠原地内 仮換地15街区1画地

中 略

【14. 許可・認定等】

土地区画整理法第76条許可

仮換地

裏面へ

## 5. 移転対象となった方は、建築確認手数料が半額になります



篠原土地区画整理事業によって移転対象となった建物の建替えて、高知県又は高知県建設技術公社に確認申請される場合、確認手数料が半額となる制度があります。移転対象となった建物の補償の際に土地区画整理係が発行した、「収用証明書」のコピーを建築確認申請書に添付してください。

民間の確認検査機関へ申請される場合には、減額制度の有無を含めそちらへお問い合わせください。

## 6. 埋蔵文化財の届出をしてください

区画整理施行地区内で建築するすべての方は、工事の前に、教育委員会の文化財係に「埋蔵文化財発掘の届出について」の届出が必要です。

工事によっては（地盤改良等）、文化財調査が必要になる場合があります。

### お問い合わせ先

#### ・ 区画整理に関すること

仮換地の街区の面積・寸法等に関すること

底地に関すること

土地区画整理法第76条の許可申請に関すること

⇒都市整備課 土地区画整理係 ☎ 821-7373

#### ・ 建築確認に関すること

⇒都市整備課 都市計画係 ☎ 880-6558

#### ・ 埋蔵文化財に関すること

⇒教育委員会 生涯学習課 文化財係 ☎ 802-6062